

会 員 各 位

公益社団法人宮城県トラック協会

会 長 須 藤 弘 三

(会長印省略)

環境対応型ディーゼルトラックの導入に対する補助について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営に、格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国の平成26年度補正予算において、中小トラック事業者の燃料費対策として、環境対応型ディーゼルトラックの導入に対する補助が行われることになりました。この補助金の執行団体は、全日本トラック協会、補助金申請の窓口は、本社の所在地がある各都道府県のトラック協会です。

補助金の概要は、下記のとおりですが、補助対象内容や交付予定枠の申込み方法等の詳細につきましては、全日本トラック協会のホームページ (<http://www.jta.or.jp>) に掲載されておりますので、ご覧ください。

記

1 補助対象事業者

- (1) 申請時点において、保有車両台数が5両以上100両以下の運送事業者
- (2) 自動車リース事業者（上記（1）に貸与する場合に限る。）

2 補助対象

以下の①～③の要件を全て満たす環境対応型ディーゼルトラックが補助対象になります。

- ① 車両総重量3.5トン超の事業用ディーゼルトラックのうち、以下のいずれかの基準を満たす車両を導入すること。
 - イ 「平成27年度重量車燃費基準達成車」かつ「平成21年排出ガス基準適合かつNOX・PM+10%以上低減車」
 - ロ 「平成27年度重量車燃費基準+5%以上達成車」かつ「平成21年排出ガス基準適合車」
- ② 平成27年1月9日から平成27年3月31日までに新車新規登録された車両であること。
- ③ ①の導入に当たり、以下のi～iiiのいずれにも該当する事業用トラックとの入れ替えであること。
 - i 平成27年度燃費基準未達成車
 - ii 平成27年1月9日から平成27年3月31日までに、名義変更又は廃車したものであって、廃車又は名義変更した日以前連続して過去1年間以上所有（使用）しているもの
 - iii 導入する環境対応型ディーゼルトラックと同区分（大型・中型・小型）であるもの

3 補助額等

- | | | |
|---------|----------|------------------------------|
| (1) 補助額 | 大型 100万円 | ※大型とは、車両総重量12トン超のもの。 |
| | 中型 70万円 | ※中型とは、車両総重量7.5トン超12トン以下のもの。 |
| | 小型 40万円 | ※小型とは、車両総重量3.5トン超7.5トン以下のもの。 |

- (2) 補助上限台数 1事業者当たり1台(リース事業者の場合は、借受ける事業者当たり1台)
※ただし、貨物自動車運送事業安全性評価事業制度に基づく認定(Gマーク)を取得している事業者は、2台まで申請することができます。

4 交付予定枠の申込み

下記の流れで受付を行います(※詳細は別表「補助金申請等のスキーム」を参照ください)

(1) 交付予定枠の申込み

①必要な書類

- ・交付予定枠の申込書(補助対象車両1台ごとに提出すること) ※正副各1部、計2部
(注) 様式は、全日本トラック協会のホームページからプリントアウトしてください。
- ・Gマーク認定証の写し

(2) 申込み期間

平成27年3月6日(金)、3月9日(月)、3月10日(火)のいずれかの日に宮城県トラック協会に申し込んでください。

(注1) 上記期間内に交付予定枠の申込みを行い、内定通知を受けなければ、補助金交付申請を行うことができません。

(注2) 交付予定枠の申込者は、車両を使用する運送事業者に限ります。

※リースによる導入であっても、車両を使用する運送事業者が交付予定枠の申込みを行わなければなりません。

(注3) 宮城県トラック協会(仙台市若林区卸町)で受け付けます(本社が宮城県にある事業者に限ります)。受付時間は、9時から17時までです。

(3) 交付予定枠の内定

- ・内定は全日本トラック協会が行います。
- ・内定の結果は、平成27年3月13日(金)に通知される予定です。

(注) 補助金申請額が予算額を超過した場合は、内定されない場合もあります。

5 補助金交付申請

(1) 申請者

補助金を申請できるのは、交付予定枠の内定通知を受けた補助対象車両(新車)の自動車検査証上の「所有者」です。「使用者」ではありませんので、特に、リースによる導入の場合には注意してください。

(2) 申請受付期間

①交付予定枠の内定通知を受けた時点において、「新車新規登録」及び「入れ替え前車両の名義変更又は廃車」の両方が完了している場合

平成27年3月16日(月)から3月20日(金)まで

②交付予定枠の内定通知を受けた時点において、「新車新規登録」及び「入れ替え前車両の名義変更又は廃車」のいずれかが完了してない場合

完了した日から7日以内又は平成27年3月31日(火)のいずれか早い日まで

6 補助金交付申請書類

以下の申請書類を全てそろえた上で、正本1部、副本2部の合計3部を提出ください。

- (1) 交付申請書兼実績報告書(様式第1)及び別紙(様式第1の1)

(2) 補助金請求書（様式第10）

（注）(1)及び(2)の様式は、全日本トラック協会のホームページからプリントアウトしてください。

(3) 交付予定枠の内定通知書の写し

（注）リースの場合は、内定通知を受けた運送事業者がリース事業者の内定通知書の写しを渡してください。

(4) 見積書及び請求書の写し（両方必要）

(5) 領収証の写し ※領収証（写し）以外の提出は認められません

(6) 補助対象車両（新車）の自動車検査証の写し

（注）所有権留保を解除した車両の場合は、新規登録時のものと、移転登録後のものが必要です。

(7) 名義変更又は廃車した車両（入替え前の車両）の証明書類

① 名義変更の場合

所有していたこと、及び名義変更したことを証する書類（詳細登録事項等証明書【現在記録と保存記録】の原本。）

（注）名義変更先がグループ企業等の関係会社である場合は、同族会社等の判定に関する明細書の写し（法人税申告書別表二）（直近事業年度終了後に税務当局へ提出したもの。変更前、変更後のいずれのものも必要。）を添付すること。

② 廃車の場合（以下の両方が必要）

ア 所有していたことを証する書類（詳細登録事項等証明書【現在記録と保存記録】の原本。）

イ 廃車車両にかかる自動車リサイクルシステムの使用済自動車処理状況検索機能画面（インターネット検索画面）を印刷したもの

(8) 自動車賃貸契約書の写し（リースの場合に限る。）

7 その他

(1) 補助対象車両（新車）の支払いは、3月31日までに完了しなければ、補助金を受けることができません。3月31日を越えて決済される手形、あるいは割賦といった購入形態は認められません。

※手形や割賦での支払いの場合は、決済されたことが分かる書類を添付してください。

(2) 平成25年度補正予算で交付決定を受けた対象車両（新車及び入れ替え前車両）を今回の補助金申請における対象車両として申請することはできません。なお、対象車両が異なる場合は申請が可能です。

(3) 補助対象車両に関し、国の他の補助金と重複して補助金を受けることはできません。

(4) 補助対象車両が所有権留保である車両は、補助対象車両（新車）として申請することはできません。

(5) 入替え前車両は、補助金申請時までに廃車又は名義変更していることが必要です。

(6) 中古車や新古車は、補助の対象になりません。

（担当）業務部 久保、小幡、武者

022-238-2721